



## ① 認定申請をしましょう

本庁健康課、山内支所くらし課または北方支所くらし課の窓口に「要介護認定」の申請をします。申請は、本人のほか家族でもできます。

### 《申請に必要なもの》

- ◆ 要介護・要支援 認定申請書（市の窓口にあります）
- ◆ 介護保険被保険者証（65歳になった月に交付されます）
- ◆ 主治医意見書（主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます）
- ◆ 第2号被保険者（40歳～64歳の人）は、加入している医療保険の被保険者証

本人や家族が申請に行くことが出来ないときには、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできますので、くらし部健康課、山内支所くらし課または北方支所くらし課にお尋ねください。

## ② 認定調査が行われます

**■訪問調査** 調査員（介護保険事務所職員等）が自宅や施設等を訪問して、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて本人や家族等から、聞き取り調査を行います。

## ③ 審査・判定されます

**■一次判定** 訪問調査の結果や主治医の意見書に基づき、一次判定を行います。



**■二次判定** 一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会で審査します。

## ④ 結果が通知されます

結果が記載された認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。それぞれ記載されている内容を確認しましょう

**要介護1～5** 介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など

**要支援1・2** 介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など

**非該当** 介護保険の対象者にはなりません、市が行う介護予防事業を利用できます

判定の要介護状態区分に応じ、各種サービスが利用できます。

問 杵藤地区広域市町村圏組合

介護保険事務所

☎0954-69-8222

（市外局番からダイヤルしてください）

くらし部 健康課

☎23-9135

○介護保険事務所のホームページ

<http://www.kitou-web.jp/kaigo/> 担当:河北



介護保険のサービスを利用するためには、まず要介護認定を受けましょう。要介護認定とは、どれくらいの介護サービスが必要なのかを判断するための審査です。

介護サービスを利用するには  
要介護認定の申請が必要です



### 介護保険説明会にご参加ください

7・8月で65歳になれる人を対象に制度説明会を開催します。対象以外の人でもお気軽にご参加ください。

7月8日(木) 10時～ 山内保健センター

7月21日(水)10時～ 武雄市役所1階会議室

7月28日(水)10時～ 北方支所第1会議室

### 7月(2期)の介護保険料納付期限

納付書払いの納期限 8月2日(月)

口座振替の口座引落日 7月30日(金)

お忘れのないようお願いします。口座振替の方は残高不足にならないようご注意ください。